

令和4年10月

請負業者さま

高山市財務部長

工事、業務委託書類の簡素化及び確認手続の見直しについて

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでご承知おき願います。

1. 着工届、着手届の廃止

注) フレックス工事の場合は、工事開始日通知書を提出して下さい。

2. 検査状況写真の廃止（工事、業務委託）

注) 受発注者協議により、従前のとおり検査状況写真の撮影も可能とします。

3. 段階確認手続の見直し（工事 ※建築（営繕系）工事を除く）

- ・ 段階確認報告書は監督員が作成します。
- ・ 受注者からの依頼による現場臨場を基本とし、現場臨場した場合は、確認状況写真は不要とします。
- ・ 段階確認時は、受注者は出来形管理資料を作成し、監督員に提出して下さい。監督員が測定値を記入します。
- ・ 監督員の臨場が困難な場合、机上とすることができますが、その際は、施工管理記録（出来形管理図表等）、出来形管理写真を提出して下さい。
- ・ 本手続に依らない方法（従前の段階確認手続）については、施工前打合せで受発注者双方協議の上実施することができます。

4. 小規模工事等の施工計画書記載内容の省略

- ・ 1,000万円以下の小規模工事及び単純工事（維持補修、標識設置、区画線、除草、清掃、塗装、植栽等）における施工計画書の記載項目のうち、「主要機械」「施工方法」「仮設計画」「出来形管理」「品質管理」「写真管理」「環境計画」については、記載の省略ができますが、施工前打合せ時に監督員の承諾を得て下さい。

5. 完成写真のメール送付

- ・ 対象部分分かる完成写真の提出をメール送付でも可能とします。
- ・ 通常の紙印刷による提出も可能とします。
- ・ 表紙など装丁の作成やフィルムによる施工範囲の色明示までは不用です。

6. その他

- ・ 高山市は岐阜県工事及び委託関係共通仕様書に準じて作成することとされていますが、市に適用できるかどうかなど、具体的な対応については、監督員または、契約管財課契約検査担当にご相談下さい。
- ・ 本通知の取扱いは令和4年11月1日以降より適用とし、履行中の工事・業務委託等については、対応可能な場合は本通知によるものとします。

問合せ

高山市契約管財課契約検査係

電話：0577-35-3186

メール：kanzai@city.takayama.lg.jp